



2026年2月26日

各 位

会 社 名 C R A V I A 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 原 宏 樹
(コ ー ド 番 号 6 5 7 3 グ ロ ー ス)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 野 口 敦 司
(TEL 03-6435-7130 (代表))

**第 11 回新株予約権の取得及び消却、
第三者割当による新株式及び第 14・15 回新株予約権の発行、定款の一部変更、
並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、①当社が2024年11月18日に発行した第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）について、2026年3月30日時点でSAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD（以下「SJI」又は「株式割当予定先」といいます。）が保有する第11回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却すること、並びに、②SJIを割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、③EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）の発行、④KJ Equity Partners Co.,Ltd.（Gimpo-si, Gyeonggi-do、京畿道金浦市、代表者：佐藤欣昭。以下「KJEP」といい、EVO FUNDと併せて、個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といいます。また、新株予約権割当予定先及び株式割当予定先を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、⑤第4回無担保普通社債（少人数私募）（以下「本社債」といいます。）の発行、⑥SJIとの本新株式の買取契約（以下「株式買取契約」といいます。）の締結、⑦EVO FUNDとの第14回新株予約権の買取契約（以下「第14回新株予約権買取契約」といいます。）の締結、⑧KJEPとの第15回新株予約権の買取契約（以下「第15回新株予約権買取契約」といい、株式買取契約及び第14回新株予約権買取契約と併せて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）の締結、並びに⑨各割当予定先との総数引受契約の締結を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株式、本新株予約権及び本社債の発行を総称して「本第三者割当」といい、本新株式、本新株予約権及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

また、本新株式の発行に伴い、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、本第三者割当は、2026年3月27日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行（本新株式及び本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されることなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本第三者割当は実施されません。本定時株主総会において上記議案のいずれかが承認されず本第三者割当が実施されない場合には、当社は代替の資金調達につき改めて検討いたします。

I. 第11回新株予約権の取得及び消却

1. 取得及び消却する第11回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第11回新株予約権
(2) 割 当 日	2024年11月18日
(3) 発 行 し た 新 株 予 約 権 数	239,000 個
(4) 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	総額 29,875,000 円 (新株予約権 1 個当たり 125 円)
(5) 新 株 予 約 権 の 目 的 である株式の 種 類 及 び 数	普通株式 23,900,000 株 (第11回新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 73.8 円
(7) 行 使 済 み の 新 株 予 約 権 の 数	30,000 個
(8) 新株予約権の残存数	209,000 個
(9) 取得及び消却する 新 株 予 約 権 の 数	取得日時時点で SJI が保有する全ての新株予約権 (本日時点の保有個数: 203,000 個)
(10) 新 株 予 約 権 の 取 得 金 額	取得個数に取得される新株予約権の払込金額と同額である 125 円を乗じた金額 (本日時点の見込み金額) : 総額 25,375,000 円
(11) 新株予約権の取得日 及 び 消 却 日	2026年3月30日 (予定)
(12) 消却後に残存する 新 株 予 約 権 の 数	6,000 個 内訳 (若杉小夜香氏: 1,000 個、百瀬宙成氏: 5,000 個)

2. 第11回新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年11月18日に SJI ほか4者を割当先とする第三者割当により第11回新株予約権を発行いたしました。SJI が保有する第11回新株予約権については、行使の促進を打診したものの十分な行使はなされておられません。当社は SJI との間で第11回新株予約権を速やかに行使していただき、不足分について新規条件で発行する方法など、複数の方法について協議を重ねておりましたが、合意に至ることはできませんでした。しかしながら、下記「II. 第三者割当による新株式、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行 3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり EVO FUND より提案があったスキームについてその一部の引き受けを SJI に打診したところ、新株予約権ではなく株式の引き受け及び、第11回新株予約権の当社による取得・消却する方法の提案を受けました。

早期の資金調達が喫緊の課題である当社としては、株価が行使価額を大幅に超えている状況でもないこと、新株予約権では行使の時期が割当先の裁量によるため、早期の資金調達方法として不確実性が大きいことに鑑みれば第11回新株予約権の行使を待つより、SJI の提案のとおり、SJI が保有する第11回新株予約権の全てを取得及び消却すると同時に新株式を発行することが現時点における最良の選択であると考えました。また、別途新株予約権についての協議を進めていた EVO FUND から、新株予約権の引き受けに際して、残存する新株予約権のうち保有数の多いものは可能な限り取得・消却することを求められていたこともあり、行使いただけない第11回新株予約権を取得・消却する必要性も存在しました。

SJI が保有する第11回新株予約権の全てを取得される新株予約権の払込金額である1個当たり125円で取得する旨の譲渡契約を SJI と締結し、2026年3月30日時点で未行使である第11回新株予約権の一部を同日付で取得し、取得後直ちに消却することを決定いたしました。なお、かかる取得及び消却は本新株式及び本新株予約権が発行されることを条件としています。

第11回新株予約権の取得及び消却が当期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

Ⅱ. 第三者割当による新株式、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権の発行

1. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2026 年 3 月 30 日
(2) 発 行 新 株 式 数	12,000,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり金 9 円
(4) 資 金 調 達 の 額	102,415,615 円 (注)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株式を SJI に割り当てます。
(6) 割 当 予 定 先	SJI
(7) そ の 他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること等を条件としております。

<第 14 回新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 3 月 30 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	380,000 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発 行 価 額	総額 3,800 円 (新株予約権 1 個当たり 0.01 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	普通株式 38,000,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	336,419,415 円 (注)
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 9 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) 権 利 行 使 期 間	2026 年 3 月 31 日から 2027 年 3 月 31 日までとします。
(10) そ の 他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。

<第 15 回新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 3 月 30 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	450,000 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発 行 価 額	総額 4,500 円 (新株予約権 1 個当たり 0.01 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	普通株式 45,000,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	399,420,115 円 (注)
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 9 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を KJEP に割り当てます。
(8) 割 当 予 定 先	KJEP
(9) 権 利 行 使 期 間	2026 年 3 月 31 日から 2029 年 3 月 30 日までとします。
(10) そ の 他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更

	<p>(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。</p>
--	---

(注) 資金調達の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、それぞれの本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、それぞれ発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、企業やブランドのファンの育成・活性化を支援するアンバサダー事業を主軸事業としておりますが、業績回復に努めており、喫緊の課題として、安定的な収益基盤の構築を目指しております。従来、当社グループが行う事業報告セグメントは企業向けサービス提供を前提とした「アンバサダー事業」のみとなっておりますが、一つの事業モデルに依存している状況から、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考え、2024年6月から新たな事業としてECによる小売業を開始いたしました。本事業では、まずは商品原価及びECモール支払手数料・商品画像データ使用料・仕入先出荷手数料・広告宣伝費等の販売管理費を費用として計上し、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。連結経営成績は2023年12月期は売上高289百万円、経常損失439百万円、2024年12月期は売上高455百万円、経常損失320百万円、2025年12月期は売上高546百万円、経常損失301百万円と赤字ではあるものの、売上高の増加、赤字幅の縮小に努めている状況でございます。

また、債務超過の解消等を目的とした第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第13回新株予約権の一部又は全部の行使による資金調達の結果、当社グループの2024年度会計年度末において債務超過は解消されております。

一方で、2024年度会計年度末においても当社グループは重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、有価証券報告書の事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況にあります。特に、当社の営業キャッシュフローの回復につきましては、従前の想定よりも遅れが生じており、2025年12月期の期末実績において、1年間で営業損失が282百万円、月平均では23.5百万円の損失となっているなど、いまだ営業損失が継続しております。また、2025年12月期の決算上、継続企業の前提に関する注記を記載しております。かかる状況の中、当社の2025年12月期末の預金残高は32百万円まで減少しており、早期の運転資金の調達が必要であり、また、財務基盤を安定させることが急務です。

安定した財政基盤の確保の観点からは、当社は、アンバサダープログラムのテクノロジー・ノウハウを活かした事業多角化の推進を進めております。2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに買取契約(第13回新株予約権につきコミット条項付)の締結に関するお知らせ」のとおり、以下の①~⑩のとおり、M&A及び新規事業をすすめております。

① インプレストラベル

- ・ 子会社化(2024年11月22日付「株式会社インプレストラベルの株式取得(子会社化)及び新たな事業の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 旅行業登録(2025年3月6日付「(開示事項の経過)当社連結子会社株式会社インプレストラベルの第3種旅行業登録に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 旅行比較サイトに海外航空券掲載開始(2025年11月17日付「インプレストラベル、旅行

比較サイト「トラベルコ」に海外航空券掲載開始」にて PR 情報公表)

② みっとめるへん社

- ・ 発行済株式総数の 5%を取得(2024 年 12 月 13 日付「株式会社みっとめるへん社との資本業務提携に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 発行済株式総数の 25%を追加取得し持分法適用関連会社化(2025 年 3 月 17 日付「株式会社みっとめるへん社の株式取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ サン宝石事業部 TikTok Shop 出店運用支援(2025 年 7 月 11 日付「アジャイルメディア・ネットワークが出店・運営を支援する、株式会社みっとめるへん社サン宝石事業部 TikTok Shop、本日より正式販売を開始」にて PR 情報公表)
- ・ サン宝石事業部オリジナル商品卸売開始(2026 年 1 月 13 日付「サン宝石の人気キャラクター「ほっぺちゃん」アニメ化・SNS 影響力拡大を背景としたオリジナル商品の卸売開始に関するお知らせ」にて PR 情報公表)
- ・ サン宝石 IP (知的財産)に関するライセンス窓口業務一元化・業務統括体制構築 (2026 年 1 月 15 日付「サン宝石 IP (知的財産)に関するライセンス窓口業務一元化 及び業務統括体制構築に関するお知らせ」にて PR 情報公表)
- ・ みっとめるへん社、他 3 社との合併に伴い存続会社「メモリーテックつくば株式会社」の株式 7.99%を承継し、みっとめるへん社は消滅(2026 年 2 月 2 日付「持分法適用関連会社の異動 (合併による消滅)に関するお知らせ」及び 2026 年 2 月 3 日付「(訂正)「持分法適用関連会社の異動 (合併による消滅)に関するお知らせ」の一部訂正について」にて適時開示)

そのほか、みっとめるへん社とは、サン宝石事業部が展開する人気キャラクターIP、「ほっぺちゃん」を中心に、IP 価値の再定義及び新たな収益機会の創出に向けた取り組みを進めてまいりました。従来の商品卸売・実店舗販売に加えた新たな展開方法を検討、IP を活用した場合のターゲット層・価格帯・商品構成の整理、中長期的な展開を見据えた事業スキーム及び役割分担の整理、TikTok Shop を活用した販売・プロモーション支援を実施しており、あくまで検証・試行を目的とした取り組みになっております。前回増資以降、短期的な売上創出を目的とした投資ではなく、IP 及び新たな販売チャネルの有効性を検証するための取り組みを進めてきました。現時点では準備・検証段階であり、収益化については慎重に判断しております。

③ 東京書店

- ・ 発行済株式総数の 5%を取得 (2024 年 12 月 13 日付「東京書店株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 発行済株式総数の 25%を追加取得し持分法適用関連会社化 (2025 年 3 月 11 日付「東京書店株式会社の株式取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ TikTok Shop 出店・運営支援 (2025 年 6 月 12 日付「アジャイルメディア・ネットワーク、ByteDance 社の新サービス「TikTok Shop」における東京書店株式会社の出店・運営を全面支援」にて PR 情報公表)

そのほか、東京書店とは、東京書店が有する出版・キャラクターIP 及び流通ネットワークと、当社のファンマーケティング・商品企画・デジタル活用ノウハウを組み合わせた協業可能性について、継続的な協議をしております。単発の企画検討に留まらず、継続的な事業化を前提とした関係性を構築出来ればと考えており、具体的には東京書店グループが保有する IP・キャラクターを活用した商品化・販促・デジタル施策に関する企画検討、出版・小売チャネルを前提とした実店舗及び EC 双方での展開スキームの整理、ファン層・購買層の特性分析を踏まえたマーケティング及びプロモーション手法の検討、現時点では収益計上には至っていないものの、IP 活用を前提とした具体的な商品・施策の検討段階に入りつつあり、今後収益に向けた土台作りを構築中です。

④ BEBOP

- ・ 合併会社設立(2024 年 11 月 25 日付「株式会社 Orb Promotion との業務提携 (合併会社設

- 立) 及び新たな事業の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 所属タレント第一号(岩永徹也)と契約(2024年12月25日付「(開示事項の経過) 株式会社BEBOP 所属第一号タレントとのマネージメント契約締結に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ 所属タレント岩永徹也 中国イベント出演(2025年2月12日付「BEBOP 所属タレント岩永徹也 中国・大連でのイベント出演のお知らせ」にてPR情報公表)
 - ・ 所属タレント岩永徹也トークショー開催(2025年2月18日付「BEBOP 所属タレント岩永徹也イベント『岩永徹也プレミアムトークショー vol.1』開催のお知らせ」にてPR情報公表)
 - ・ 俳優・田淵累生のプロモーション及びマネージメント開始(2025年4月11日付「アジャイルメディア・ネットワーク子会社、BEBOP が Orb Promotion 所属の俳優・田淵累生のプロモーション及びマネージメントを開始」にてPR情報公表)
 - ・ 所属タレント岩永徹也舞台出演(2025年6月10日付「BEBOP 所属タレント岩永徹也 舞台『ガリレオの目-それでも地球は-』出演決定!」にてPR情報公表)
 - ・ 柏木由紀ディナーショー主催(2025年10月21日付「柏木由紀ディナーショー『寝ても覚めてもゆきりんワールド~ディナーショーでも夢中にさせちゃうぞっ Vol.2』開催決定のお知らせ」にてPR情報公表)
- ⑤ 辻元
- ・ 株式取得による子会社化(2025年1月20日付「有限会社 辻元の株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ⑥ cadre
- ・ 株式取得による子会社化(2025年3月10日付「株式会社 cadre の株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ⑦ sayuri-style
- ・ 株式取得による子会社化(2025年5月26日付「株式会社 sayuri - style の株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ TikTok Shop を開設(2025年6月9日付「連結子会社の sayuri - style 社、ByteDance 社の新サービス「TikTok Shop」を開設」にてPR情報公表)
 - ・ C00 社のファッション雑貨の販売を開始(2025年7月2日付「連結子会社の sayuri - style 社、C00 社のファッション雑貨の販売を開始」にてPR情報公表)
 - ・ 株式譲渡による連結除外(2025年12月19日付「連結子会社の異動(株式譲渡)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ⑧ リユース事業
- ・ 事業譲受による子会社化(2025年9月30日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ 不動産会社紹介サービスを開始(2025年12月25日付「BTC リンク、リユース事業において不動産会社紹介サービスを開始」にてPR情報公表)
- ⑨ ミライル
- ・ 医療機器製造業許可(2025年2月27日付「(開示事項の経過) 当社連結子会社株式会社ミライルの医療機器製造業許可に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ 柏木由紀プロデュース カラーコンタクトレンズ発売開始(2025年9月12日付「柏木由紀プロデュース カラーコンタクトレンズ「Winkuu (ウィンクウー)」発売開始のお知らせ」にてPR情報公表)
- ⑩ 暗号資産投資事業
- ・ 暗号資産投資事業開始(2025年6月30日付「新たな事業(暗号資産投資事業)の開始及び暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ ビットコイン購入を決議(2025年7月15日付「(開示事項の経過) 暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)

- ・ ビットコイン購入（2025年7月16日付「(開示事項の経過) 暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて適時開示）
- ・ ビットコイン購入（2025年7月22日付「(開示事項の経過) 暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて適時開示）
- ・ ビットコイン購入（2025年7月28日付「(開示事項の経過) 暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて適時開示）
- ・ ビットコイン購入（2025年8月4日付「(開示事項の経過) 暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて適時開示）
- ・ ビットコイン購入（2025年8月12日付「(開示事項の経過) 暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて適時開示）
- ・ ビットコイン購入（2025年8月18日付「(開示事項の経過) 暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて適時開示）
- ・ ビットコイン購入（2025年8月25日付「(開示事項の経過) 暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて適時開示）
- ・ ビットコイン全量売却(2026年2月3日付「(開示事項の経過) 暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」及び2026年2月20日付「(訂正)「(開示事項の経過) 暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」の一部訂正について」にて適時開示)

2025年12月末決算で15百万円の暗号資産評価損を計上し、また2026年12月期第1四半期決算で9百万円の暗号資産売却損を計上する予定です。

ECによる小売業は、上記のとおり売上が好調に推移しております。また、2025年9月30日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」で公表したリユース事業も事業開始から順調に利益を計上していることから、これらの小売業の分野への投資による、収益構造の改善が見込まれると考えております。他方、これらの小売業は利益率に優れるものではないため、当社グループの黒字化の達成には一定の時間がかかることが見込まれます。当社は、業務の効率化を進め、またアンバサダーマーケティング事業を始めとした他の事業においても売り上げを増進させ、黒字化を目指しておりますが、現時点で、短期的な収益構造の改善は見込めておりません。

そのため、現在のキャッシュフロー及び預金との関係で早期に、かつ、黒字化に向けた収益構造の改善のための一定以上の期間にわたる運転資金を高い蓋然性で調達する必要があるところ、当社は、その方法として、金融機関からの借入れや社債の発行、株式や新株予約権の発行等、複数の方法を検討してまいりました。

このうち、金融機関からの借入れにつきましては、当社は2021年6月に公表しましたとおり、元役員による不適切な資金流用及び会計処理が発覚し、特設注意市場銘柄に指定されたことの影響があり、2023年8月30日付で特設注意市場銘柄の指定は解除されたものの、依然として金融機関からの十分な借入れが行えない状況にあります。

社債の発行については、当社において十分な担保価値を有する資産はなく、社債の現実的な引受先は見つかりませんでした。なお、本資金調達に先立ち、2026年2月に運転資金として、第3回無担保普通社債を発行し、また、2026年3月31日に第4回無担保普通社債を発行する予定ですが、これらの社債はいずれも本資金調達の割当予定先に対して発行するものであり、本資金調達が行われることを前提とした、繋ぎ融資としての性格を有するものであり、社債のみによる資金調達は現実的ではありません。

また、第11回新株予約権と同様の有利発行ではない固定型新株予約権や、第13回新株予約権と同様の、行使価額修正型の新株予約権については、行使が進まないことと資金調達ができないことや満額の調達ができない可能性があるという点から、早期の資金調達が必要な今回の資金調達においては不適切であると判断いたしました。また、コミットメント型の新株予約権については引受先が見つかりませんでした。その他の資金調達方法を採用できなかった理由については下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (4) 他の資金調達方法」もご参照ください。

上記のとおり、早期かつ一定規模の資金調達及び財務基盤の安定化という目的を十分に達成するための方法は非常に限られております。当社は「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり資金調達について割当予定先との協議も含めさらに

検討を行った結果、本資金調達がかかる目的のため最も適しており、またその他の方法での資金調達は極めて困難であると考えております。

当社における資金繰りの状況は非常に厳しいものであり、その解決及び財政基盤の安定は喫緊の課題となっております。上記のとおり、その解決方法として本資金調達が最も有効な手段であり、蓋然性の高い運転資金の確保という観点からも当社にとって必要不可欠と考えております。しかしながら、本資金調達は大規模な希薄化を伴い、かつ、割当予定先にのみ特に有利な価額での株式の発行又は新株予約権の行使を可能とするものであるため、かかる状況において、本資金調達実施の是非を既存株主に判断いただくべく、本定時株主総会にて、特別決議の議題として審議いただくことといたしました。

2026年2月3日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」及び2026年2月20日付「(訂正)「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」の一部訂正について」に記載のとおり、ビットコインの売却により確保した54百万円は、当初「M&A及び新規事業投資に充当する予定」としておりましたが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 ①運転資金」に記載のとおり、当社は2028年12月期まで赤字継続の計画となっており、少しでも長く運転資金を確保することから、ビットコイン売却で得た54百万円について運転資金に充当する方針に変更しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、株式割当予定先に対し本新株式を、新株予約権割当予定先に対し本新株予約権を、それぞれ割り当て、本新株予約権については新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、本新株予約権の発行が本定時株主総会において承認された場合には、2026年3月31日付でEVO FUNDに対して以下に記載の概要にて発行価額総額最大100,000,000円の本社債を発行する予定です。第14回新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、本社債の償還に用いられる見込みです。なお、本新株予約権の発行が本定時株主総会において承認されなかった場合には、本社債は発行されません。

<本社債の概要>

1.	名称	CRAVIA 株式会社第4回無担保普通社債
2.	社債の総額	100,000,000 円
3.	各社債の金額	金 2,500,000 円
4.	払込期日	2026年3月31日(火)
5.	償還期日	2027年3月31日(水)
6.	利率	年率0.0%
7.	発行価額	額面100円につき金100円
8.	償還価額	額面100円につき金100円
9.	償還方法	満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。

- ① 社債権者は、本社債の払込日から6か月が経過した日以降いつでも、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」といいます。)の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。
- ② 2026年3月31日(当日を含みます)以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額(以下に定義します。)以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当

該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は 9 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。

- ③ 当社が、社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、かかる請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。
- ④ 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。)、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還するものとします。
- ⑤ 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還するものとします。
- ⑥ 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味します。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還するものとします。
- ⑦ 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第 179 条第 1 項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日の 10 営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日にその保有する本社債の

全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求することができます。

- ⑧ 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から(i)当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii)本社債の発行要項第2項に基づき金 100,000,000 円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(2,500,000 円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。

10. 総額引受人
11. 資金使途

EVO FUND

本社債の発行により調達する資金の額は、100 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

・2026 年 4 月以降の運転資金の補填

運転資金 4 か月分として 100 百万円(内訳：人件費 56 百万円(原価人件費 26 百万円 販管人件費 30 百万円)、外注費用 19 百万円、賃借料 3 百万円、及びその他一般経費 22 百万円)を見込んでおります。本資金調達においては SJ1 への本新株発行によって約 100 百万円は発行日に調達できる見込みですが、その他は新株予約権であるため正確な行使時期が特定できず、直近の運転資金へ充当することができるかは不透明であります。

そのため、直近の運転資金を確保するため、本社債による確実な資金調達をすることといたしました。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討し、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)(以下「EJS」といいます。)を含む複数の証券会社に相談いたしました。当社は蓋然性の高い資本増強の中で最も株主の負担が小さいスキーム(発行価額が高い、市場での流動性や株価への影響が小さい等)を模索していたところ、3 名から資金調達に関する提案を受けましたが、いずれも現実的な計画として具体化しませんでした。その後、2025 年 12 月に EJS から、本新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。当初の提案は、第三者割当による資金調達予定金額総額約 8 億 5,000 万円の全てにつき、EVO FUND が引き受ける旨の提案であり、具体的には、大規模な希薄化を伴う、株価より大幅に低い行使価額での本新株予約権の発行を提案するものでした。これについて、当社としては、行使コミットメントや社債引受による安定的な資金調達を優先することで、当社を存続させることを第一と考えておりましたが、現実的な引受先はございませんでした。一方で本資金調達のスキームであれば本新株による即時の調達に加え、社債の引き受けも可能であるということであり直近の運転資金を確実に確保することができます。本資金調達は株主の負担が小さいとはいえないものの、行使価額や対象株式数が固定され将来的な市場株価の変動の影響を受けない本新株予約権の発行により行使期間全体を通じてみると安定した資金調達を行うことができることを踏まえると、直近の運転資金を確実に確保する必要があるにもかかわらずこれ以外に現実的な資金調達の方法がない当社の状況に鑑みれば、EVO FUND の提案を受け入れて本新株予約権の発行による資金調達を実施することが当社にとって適当であると判断いたしました。もっとも、EVO FUND の本新株予約権の保有方針は純投資目的であり、株価の動向次第では、短期間のうちに本新株予約権が大量に行使され、行使による取得株式が大量に市場で売却されることによる、市場での流動性や株価への影響も懸念されることです。このような株価への影響を抑制するため、EVO FUND への割当と同時に新株予約権と普通株式を中長期的な協調による互いの企業価値の向上を目的としており、買取契約上市場売却制限の定めなどはないものの中長期的な保有が期待できる SJ1 と KJEP へ割り当てる調達案の交渉をいたしました。この場合、当社株式の市場株価からは大幅なディスカウント

となる発行価格及び行使価額での本新株式及び本新株予約権の発行となるため、新株式を割り当てる者を除き全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）が生じることはありませんが、当社にとって、早期の資金調達及び財務基盤の強化が急務であることを踏まえ、本新株予約権及び本新株式の発行による資金調達が当社にとって適当であると判断いたしました。

本新株予約権の第三者割当及び本新株式の第三者割当の双方ともに当社の事業及び事業環境の進展に寄与する資金調達であることから、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせた本スキームを採用することを検討いたしました。当社の喫緊の資金繰り状況改善のため、早期の資金調達が必要であるところ、本スキームは、本新株式の発行により、早期の段階で一定の資金を調達できるとともに、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使により、当社の資金需要に応じた早期の資金調達の確実性を高めながら、本資金調達のうち本新株式及び第15回新株予約権の発行については、中長期的な保有が期待されるため、これにより本資金調達全体における市場での株式流動性及び株価への影響を、相当程度低減できると考えております。

そして、下記「(3)本資金調達の特徴」に記載の本資金調達のメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金使途に必要な資金の調達と早期の財務基盤の強化を、一定の期間において高い蓋然性にて実現できることから、総合的な判断により本資金調達を採用することを決定しました。なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

(3) 本資金調達の特徴

本新株予約権の行使価額と割当株式数は固定されており、そのため本新株予約権は調達資金の最大額も固定されております。また、本資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。本新株式の発行は発行時点で一定金額の資金調達が可能であり、本新株予約権は行使価額や対象株式数が固定されているため将来的な市場株価の変動の影響を受けない安定した設計であり、本新株予約権の発行及び行使により追加の資金調達も可能な建付けとなっております。そのため、資金調達の時期を当社がコントロールできないことや希薄化率の大きさを考慮しても、行使期間全体を通じてみると長くない期間内に安定した額の資金調達を行うことができると考えております。当社としては、本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、本資金調達により短期的な運転資金を確保することにより企業継続のための財務基盤を安定させ、収益力の改善を図ることを通して、当グループ全体の企業価値の一層の向上につながると考え、以下に記載するデメリットを上回るメリットがあるものと判断いたしました。

[メリット]

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(行使価額は9円)されており、いわゆる MS ワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(第14回新株予約権 38,000,000株、第15回新株予約権 45,000,000株、合計 83,000,000株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 発行時に一定の資金調達が可能

本新株式及び本社債の発行により、発行時点で一定程度の資金を調達することができま

③ 資金調達コストの削減

想定される資金調達時期の異なる本新株式、本新株予約権及び本社債の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

④ 新株予約権買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、

新株予約権割当予定先から第三者へは譲渡されません。

[デメリット]

- ① 株価より著しく低い発行価額及び行使価額での本新株式及び本新株予約権を発行することによる、SJI以外の既存株主の資産価値の大幅な希薄化
当社株式の市場株価からは大幅なディスカウントとなる発行価格及び行使価額での新株式及び本新株予約権の発行となるため、SJIを除く全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）が生じることになります。
- ② 既存株式の議決権の希薄化の発生
借入れ又は社債と異なり、本新株式の発行による新規発行株式数 12,000,000 株（議決権数 120,000 個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式 83,000,000 株（議決権数 830,000 個）を合算した総数は普通株式 95,000,000 株（議決権数 950,000 個）であり、希薄化率 282.02%（議決権総数に対し 282.08%）の既存株式の希薄化が生じることになります。
- ③ 当初に満額の資金調達ができないこと
本スキームにおいては、本新株式及び本社債により早期の段階で一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
公募ではなく、第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ⑤ 不行使期間・取得条項が存在しないこと
本スキームは、確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計や、また、社債引受けに係るリスク負担や行使後の保有方針等も考慮したうえでの新株予約権割当予定先との交渉に基づき、当社の選択により、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで新株予約権を取得・消却することを可能とする取得条項の設定はされていません。したがって、新株予約権割当予定先による権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。株主割当増資であれば、当社普通株式の市場価格からは大幅なディスカウントとなる発行価格であっても、既存株主が保有する株式価値の実質的な希薄化を回避できる可能性はございますが、需給悪化による株価への影響は大きいと考えられ、結果として株価が発行価額を下回った場合は資金調達も進まないため、資金調達の蓋然性が低いと判断しました。これらの点を考慮の上、早期の資金調達及び財務基盤の強化が急務である当社においては、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式又は新株予約権のみの第三者割当増資

一般的な新株式のみの第三者割当では、希薄化が一度に生じるうえ、現在の当社の財務状況に鑑みて当社が必要とする資金全額の引受先を確保することは困難です。他方において新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があるとともに、株式流動性や株価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。なお、今回は、新株予約権付社債によって、当社が必

要とする資金を十分に調達できる提案を受けてもおりません。また、割当予定先からも本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。

③ 新株予約権無償割当による増資

新株予約権を上場させるコミットメント型ライツ・イシューについては、現在の当社の財務状況に鑑みると引受手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当を実施することも考えられますが、これについては、株主が新株予約権を行使しない場合には資金調達及び資本増強は実現しません。また、当該新株予約権が上場されていないため、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しいと考えられます。また、多数の投資家（当社株主）がディスカウントされた行使価額で新株予約権を行使でき、かつ、取得した当社株式を中長期にわたり保有することがコミットされていない場合には、各々が他の投資家（当社株主）よりも先に売却してディスカウント分の利益を得ようとする行動も想定され、結果的に需給が悪化し株価が大きく下落する可能性もあると考えております。そのような場合には調達する資金の額が想定を下回るおそれがあることに加え、当社株主は多数に及んでおり、そのような予想される株主の行動を踏まえたうえで既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、当社の資金需要に合致した資金調達を高い蓋然性をもって実現することは困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。行使価額を大幅にディスカウントすれば、いわゆる非譲渡型ライツ・イシューを実施することで一定の資本調達を実現できる可能性はあるものの、追加出資を希望しない既存株主に対しても、希薄化による経済的不利益を回避するために新株予約権の行使を事実上強制することとなるほか、株価影響が大きく、結果として株価が行使価額を下回った場合は資金調達も進まず、資金調達の蓋然性が低くなると判断しました。

④ 借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。なお、上記「（1）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

⑤ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があります。

⑥ 種類株式の発行による増資

種類株式は設計次第で希薄化を抑制することが可能ですが、取得請求権を付与した場合は償還が必要となりますので、借入金と同様に今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	855,008,300円
本新株式の払込金額の総額	108,000,000円
第14回新株予約権の払込金額の総額	3,800円
第15回新株予約権の払込金額の総額	4,500円
第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	342,000,000円
第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	405,000,000円
② 発行諸費用の概算額	16,753,155円
③ 差引手取概算額	838,255,145円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額 108,000,000 円並びに本新株予約権の払込金額の総額 8,300 円(第 14 回新株予約権 3,800 円、第 15 回新株予約権 4,500 円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 747,000,000 円(第 14 回新株予約権 342,000,000 円、第 15 回新株予約権 405,000,000 円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、弁護士費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当によって調達する資金(以下「本件調達資金」といいます。)の額は合計約 838 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 運転資金	600	2026 年 11 月～2028 年 10 月
② 普通社債の返済	200	2026 年 4 月～2027 年 3 月
③ リユース事業新規出店コスト	38	2026 年 4 月～2029 年 3 月
合計	838	

(注) 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、銀行口座に預け入れる予定であります。なお、運転資金につきましては、運転資金用の銀行口座に預け入れることで管理いたします。

① 運転資金

2025 年 12 月 19 日付「資金使途変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の営業キャッシュフローの回復につきまして、当初の想定よりも遅れが生じております。そのため、2025 年 12 月期の期末実績において、1 年間で営業損失が 282 百万円、月平均では 23.5 百万円の損失となりました。この状況を踏まえ、今後の資金繰りに対する安全性を確保するため、予備費を考慮した上で必要な資金を月間 25 百万円と見積もっております。

当社は 2028 年 12 月期まで赤字継続の計画となっており、少しでも長く運転資金を確保する必要があることから、企業継続のため短期的な資金確保が最重要と考えており、以上に基つき、月間 25 百万円の 24 か月分に相当する 600 百万円を充当いたします。

600 百万円の内訳は、人件費 338 百万円(原価人件費 154 百万円及び販管人件費 184 百万円)、外注費用 126 百万円、賃借料 16 百万円、その他一般経費 120 百万円です。

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりビットコインの売却により 54 百万円を確保したことにより運転資金 2.16 か月分、及び「3. 資金調達の概要及び選択理由(1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、CRAVIA 株式会社第 4 回無担保普通社債において 4 か月分の運転資金を確保できているため、2026 年 11 月から 24 か月分の運転資金として充当いたします。

② 普通社債の返済

2026 年 2 月に 2026 年 4 月までの運転資金として、第 3 回無担保普通社債を概要以下のとおり 100 百万円発行することを本日開催の取締役会で決議しており、この返済に充当いたします。加えて、本第三者割当と同時に EVO FUND への第 4 回無担保普通社債を上記「3. 資

金調達方法の概要及び選択理由（１）資金調達方法の概要」に記載のとおり 100 百万円発行するため、この返済にも充当いたします。

以上に基づき、合わせて 200 百万円を本件調達資金から充当いたします。

2026 年 2 月から 2026 年 4 月までの運転資金 100 百万円の内訳は、人件費 47 百万円（原価人件費 20 百万円及び販管人件費 27 百万円）、外注費 19 百万円、賃借料 2 百万円、及びその他一般経費 32 百万円です。2 月から 4 月は法定提出書類や株主総会等があり、外注費支出及びその他一般経費支出が増加する期間であるため、①に記載の月間 25 百万円から増加する月でございます。

< 第 3 回無担保普通社債の概要 >

1.	名称	CRAVIA 株式会社第 3 回無担保普通社債
2.	社債の総額	100,000,000 円
3.	各社債の金額	金 100,000,000 円の 1 種
4.	払込期日	2026 年 2 月 27 日
5.	償還期日	2026 年 6 月 30 日
6.	利率	年率 10.0%
7.	発行価額	額面 100 円につき金 100 円
8.	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
9.	償還方法	満期一括償還（ただし繰上償還条項あり）
10.	総額引受人	KJEP
11.	資金使途	調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。 ・ 2026 年 4 月までの運転資金の補填

③ リユース事業新規出店コスト

2025 年 9 月 30 日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」のとおり、リユース事業を展開しております。事業開始から順調に利益を計上しており、貴金属や高級ブランド商材などの買取及び販売を行う「リユース事業」は、安定した需要が見込まれる分野であり、当社の持つマーケティング関連のノウハウを活用した事業展開が期待できることから、新規出店することで、安定的に当社グループの収益力を改善できると考えております。支出の内訳としては、開店月に設備資金として 3 百万円（貸借資金 112 万円、設備備品等 168 万円、開始在庫 20 万円）、次月から 5 か月間毎月 70 万円（広告費 45 万円、賃料 10 万円、間接経費 15 万円）、合わせて 6 か月間で 650 万円を黒字化までに必要な新規出店コストとして見込んでおります。3 年で 6 店舗の開店を計画しており、調達資金の資金使途のうち①運転資金及び②社債の返済を優先し残額をリユース事業新規出店コストに充当するため、1 店舗 650 万円の 6 店舗で合計 39 百万円となりますが、後半 1.5 か月分程度の不足分 1 百万円は売上回収資金から充当する予定であり、3 年間で合計 38 百万円の資金を充当いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、下記①～③のように当社の収益性を改善し、継続企業としての中長期的な企業価値の向上に資することから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

① マーケティング事業運転資金

マーケティング及びアンバサダー施策を中核とし、SNS や TikTok Shop 等のデジタルチャネルを活用しながら、認知形成から購買、リピートに至るまでの顧客接点を一体的に設計・運用してまいります。各チャネルの特性を踏まえた情報発信及び販促活動を行うことで、商品・サービスの訴求力を高め、購買行動への円滑な導線を構築してまいります。

また、ファン・インフルエンサー・アンバサダーとの協働による情報発信を強化し、第三者視点による信頼性と共感性の高いコミュニケーションを通じて、ブランド及び IP の中長期的な価値向上を図ります。

これにより、従来型の広告投下に過度に依存することなく、販促効率の改善と顧客獲得コストの最適化を実現し、継続的かつ再現性の高い集客モデルの確立と売上拡大を目指してまいります。

調達資金で運転資金である原価人件費（年 25 百万円）を補填し、外注費原価は売上回収資金で賄う計画であります。

② 小売事業拡大資金

実店舗・EC での小売戦略を展開し、販売チャネルの最適化と売上規模の拡大を進めてまいります。

中でもリユース事業は、実店舗を中心とした小売戦略を展開し、立地特性や商圈ニーズを踏まえた店舗運営を通じて、売上規模の拡大を進めてまいります。

来店型ならではの接客力や商品回転の速さを強みとし、地域に根差した店舗運営を行うことで、安定的な集客と売上創出を図っております。環境意識の高まりや価格志向の変化といった構造的な追い風を背景に、安定した需要と高い商品回転率を維持しながら足元で好調に推移しております。買取から販売までを自社で一貫して行う実店舗モデルを確立しており、この収益性の高いモデルを再現可能な形で展開できる出店余地は大きいと考えております。

今後は、立地条件や商圈分析に基づいた新規出店を段階的に進めることで、未開拓エリアへの展開を図るとともに、既存店舗においても売場構成やオペレーションの改善を進め、店舗当たり売上及び収益性のさらなる向上を目指してまいります。

③ 製造事業運転資金

製造ネットワークを活用し、短納期・高付加価値の商品開発体制を強化してまいります。

酸素カプセルのほか、アクリルスタンドの製造をはじめ、BEBOP 所属タレントのイベント開催時における公式グッズの企画・製造、さらに柏木由紀ディナーショーにおける物販グッズの製作など、多様なエンターテインメント領域において実績を積み重ねてまいりました。また、OEM シールの製造実績もあり、キャラクター IP を活用した商品について、品質管理及び量産対応を含めた製造販売しております。

調達資金で運転資金である原価人件費（年 5 百万円）を補填し、仕入原価や外注費原価は売上回収資金で賄う計画であります。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、企業やブランドのファンの育成・活性化を支援するアンバサダー事業を主軸事業としておりますが、業績回復に努めており、喫緊の課題として、安定的な収益基盤の構築を目指しております。従来、当社グループが行う事業報告セグメントは企業向けサービス提供を前提とした「アンバサダー事業」のみとなっており、一つの事業モデルに依存している状況にあるため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えておりました。新しい事業の一つとして、2024 年 6 月から新たな事業として EC による小売業を開始しており、事業展開として本事業では、まずは商品原価及び EC モール支払手数料・商品画像データ使用料・仕入先出荷手数料・広告宣伝費等の販売管理費を費用として計上し、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向け EC における一般的な形態である EC モール店舗から事業を開始した結果、EC による小売業の売上が好調に推移しております。連結経営成績は 2023 年 12 月期は売上高 289 百万円、経常損失 439 百万円、2024 年 12 月期は売上高 455 百万円、経常損失 320 百万円、2025 年 12 月期は売上高 546 百万円、経常損失 301 百万円と赤字ではあるものの、売上高の増加、赤字幅の縮小に努めておりますが、資金繰りが厳しい状況でございます。

上記のとおり、当社における資金繰りの状況は喫緊の課題となっており、財政基盤を安定させることが急務となっており、蓋然性の高い運転資金の確保が必要なため本資金調達が必要と考えております。

そのような中、EJS から、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、蓋然性の高い資金調達の手段として、EVO FUND に対して第 14

回新株予約権を発行する本スキームの提案を 2025 年 12 月頃に受け、新株予約権割当予定先である EVO FUND と複数回協議した上で当社にて検討した結果、第 14 回新株予約権の発行により、資金需要に応じた資金の調達を早期に実現し、EVO FUND は当社の事業の発展のために資金を投じることができる可能性が高いと判断したため、同 12 月、かかる提案を受け入れることとしました。しかしながら、EVO FUND の本新株予約権の保有方針は純投資目的であり、株価の動向次第では、短期間のうちに本新株予約権を大量に行使され、行使による取得株式を大量に市場で売却されれば、市場での流動性や株価への影響も懸念されるため、一部の新株予約権と普通株式を中長期保有が期待できる SJI と KJEP へ割り当てる調達案の交渉を行い、SJI と KJEP にそれぞれ普通株式及び一部の新株予約権を割り当てることとしました。そのため、本新株式の発行を組み合わせることにより、本新株式については、発行の時点で資金を調達することができ、本スキームにおける早期の資金調達の蓋然性を高めることが可能となります。

本スキームは、発行価格が 9 円の本新株式の発行と、行使価額が 9 円に固定された本新株予約権を組み合わせたものです。本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額は本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026 年 2 月 25 日）における当社普通株式の終値 63 円に対して 85.7%（小数第 2 位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近 1 か月間の当社普通株式の終値の平均値 72 円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して 87.5%のディスカウント、同直近 3 か月間の当社普通株式の終値の平均値 74 円に対して 87.8%のディスカウント、同直近 6 か月間の当社普通株式の終値の平均値 90 円に対して 90.0%のディスカウントであり、最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら、当社としては、以下の理由に基づき、本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額に合理性があるものと判断しております。

① 本新株式

ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、本第三者割当について割当予定先と協議する中で、株式割当予定先から、本第三者割当で発行される発行株式の価額は本新株予約権の行使価額を上限とすることが引受の条件である旨の説明を受けました。当社としても、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権だけでなく本新株式の発行を行うことで直ちに資金調達する必要があるものと考えていたところ、株式割当予定先の上記提案を受け入れることが唯一かつ最善の手段であると判断し、本新株式の発行価額を下記「②本新株予約権」に記載の本新株予約権の行使価額と同額の 9 円といたしました。

イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、株式割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本定時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、及び②DCF法の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会計から 2026 年 2 月 26 日付で、株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 63 円から 90 円

DCF法： 7 円から 11 円

市場株価平均法では、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である 2026 年 2 月 25 日を算定基準日として、当社株式の基準日終値 63 円、直近 1 か月間の

終値の単純平均値 72 円、直近 3 か月間の終値の単純平均値 74 円及び直近 6 か月間の終値の単純平均値 90 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 63 円～90 円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した 2026 年 12 月期から 2028 年 12 月期までの 3 期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 12 月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フロー（いずれもマイナス値です。）を一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 7 円～11 円と算定しております。前提の財務予測に利用した 3 か年の当社の連結事業計画は、2026 年 12 月期の売上高 703 百万円営業損失 222 百万円、2027 年 12 月期の売上高 997 百万円営業損失 137 百万円、2028 年 12 月期の売上高 1,290 百万円営業損失 73 百万円となっており、事業計画のうち主な増加要因はリユース事業で、2026 年 12 月期は売上高 349 百万円営業利益 13 百万円、2027 年 12 月期は売上高 532 百万円営業利益 33 百万円、2028 年 12 月期は売上高 725 百万円営業利益 58 百万円を見込んでおります。なお、割引率は加重平均資本コストとし、6.30%～10.71%を採用しており、継続価値の算定にあたっては EXIT マルチプル法を採用し、企業価値に対する売上高の倍率を 0.9 倍として、当社株式の 1 株当たり株式価値を算定しております。

ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会及び監査等委員会の払込金額についての判断

上記のとおり、本新株式の払込金額である 9 円は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなりますが、本株式価値算定書に照らしても、DCF法による算定結果（7 円から 11 円）の範囲内であること、また、上記のとおり、他に現実的な提案もない中で早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権だけでなく本新株式の発行を行うことで直ちに資金調達する必要があるところ、SJI から提案された上記払込金額を受け入れず、他の資金調達先を探すことは現実的に難しいことを総合的に勘案し、当社は、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、赤坂国際会計は当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株式の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1 株当たりの払込金額を 9 円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026 年 2 月 25 日）の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等並びに新株予約権割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の株価（63 円）、ボラティリティ（99.7%）、予定配当額（0 円/株）、無リスク利子率（1.4%）及び市場出来高、新株予約権割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である第 14 回新株予約権 1 個当たり 0.7 円、第 15 回新株予約権 1 個当たり 0.6 円を参考に新株予約権割当予定先との間での協議を実施したところ、新株予約権割当予定先からは、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先である EVO FUND が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキーム

が現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えたため、本新株予約権1個の払込金額を0.01円としています。

本新株予約権の行使価額が9円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由としては、新株予約権割当予定先より、当社の2025年12月期決算短信において公表した2025年12月期末時点における財務状況及び2025年12月以降の財務状況等の予想を踏まえて、新株予約権割当予定先において総合的に検討した結果、当社の財務状況及び本資金調達をもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするためには、行使価額は9円が上限であるとの説明を受けております。9円という価額については、現在の当社の財政状況及び直近数年間の業績の推移などを総合的に検討した結果、当社の純資産額の予想金額から支払予定金額を差し引いた金額をもとに、時価純資産法により新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが判断したものであるとのことです。また、新株予約権の発行価額が僅少(0.0001円/株)となっている点については、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。そのような状況下で本資金調達と比較して当社の資金需要に応え、より良い条件を提示する先も探しましたが、時間的な制約もあり、3名から口頭での提案を受けましたが正式な提案には進まず、コミットメントありの新株予約権あるいは株式割当てで当社の資金需要に応えるより良い他の割当予定先がいなかったため、上記の発行価額及び行使価額にて本資金調達を行うこととしております。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額9円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年2月25日)における当社普通株式の終値63円に対して85.7%のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値72円に対して87.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値74円に対して87.8%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値90円に対して90.0%のディスカウントであり、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。また、上記のとおり、本新株予約権の発行価額0.01円(普通株式1株当たり0.0001円)は、赤坂国際会計による本新株予約権の評価額(第14回新株予約権1個当たり0.7円、第15回新株予約権1個当たり0.6円)よりも低いことから、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。なお、当社普通株式について赤坂国際会計により株式価値算定結果の提供を受けており、本新株予約権の行使価額(9円)は、本新株式のDCF法による株式価値算定結果(7円から11円)の範囲内です。

当社はEVO FUND及びKJEPを新株予約権割当予定先とし、SJIを株式割当予定先とすることが最善の手段であり、かつ、当社の資金需要に応じていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに成長資金にかかる資金調達が緊急に必要である状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達すること及び新株予約権割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと判断しました。なお、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(4) 他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討いたしましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式又は新株予約権のみの第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であること、行使価額修正条項付新株予約権については当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、早期の資金調達をすることが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたしました。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、赤坂国際会計は当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株予約権の発行に

については、払込金額について割当予定先にとって有利な金額による発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、本新株予約権の発行価額を 0.01 円（普通株式 1 株当たり 0.0001 円）とすることは相当である旨の意見が述べられております。

新株予約権割当予定先からは、上記のとおり、現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先である EVO FUND が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。また、株式割当予定先からは、EVO FUND が短期間で市場での売却を行うことを顧みると、本新株予約権の行使価額を超える発行価格で引き受けることは困難であることから、本新株式の発行価格について、本新株予約権の行使価額と同額に設定したい旨の依頼がありました。当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは資本増強の蓋然性を確保できないことから、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたためこれを受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

これまで当社は割当予定先以外にも複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を確実に引き受けていただき、また議決権行使等の観点からも問題のない候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって既存株主の皆様にご迷惑をお掛けすることを十分に認識し、株主の皆様のご理解をお願いするものであります。

(2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による新規発行株式数 12,000,000 株(議決権数 120,000 個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数 83,000,000 株(議決権数 830,000 個)を合算した総数は 95,000,000 株(議決権数 950,000 個)であり、2025 年 12 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数である 33,685,080 株(議決権数 336,779 個)に対して 282.02% (議決権総数に対し 282.08%) (小数第 3 位を四捨五入)にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が 25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落、SJI を除く全ての既存株主の資産価値に対する大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）等、既存株主の皆様にご多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、企業を存続させることが重要であり、その実現のためには当社の財務状態の改善が急務であること、それと同時に収益力を改善するため既存事業への投資資金を調達する必要がある、これ以外に手段がないと判断しております。また、EVO FUND の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。EVO FUND が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。なお、EVO FUND が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の 38,000,000 株を行使期間である 1 年間にわたって売却するとした場合の 1 取引日当たりの平均数量が約 155,738 株であることから、当社株式の過去 1 か月間における 1 日当たり平均出来高 1,124,786 株、3 か月間における 1 日当たり平均出来高 891,945 株及び 6 か月間における 1 日当たり平均出来高 808,369 株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 本新株式

(a) 名 称	SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD (サムライ ジャパン インベストメント)
(b) 所 在 地	10 ANSON ROAD #17-20 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE
(c) 代表者の役職・氏名	DIRECTOR 渡部 尚
(d) 事 業 内 容	有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務

(e) 資 本 金	200,000 SGD		
(f) 設 立 年 月 日	2024年8月5日		
(g) 発 行 済 株 式 数	200,000株		
(h) 決 算 期	1月		
(i) 従 業 員 数	0名		
(j) 主 要 取 引 先	該当事項はありません。		
(k) 主 要 取 引 銀 行	UOB銀行		
(l) 大株主及び持株比率	有限会社ブレスライン (100%)		
(m) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、第11回新株予約権を203,000個割当ており、その全てが残存しております。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(n) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決 算 期	-	-	-
純 資 産	-	-	-
総 資 産	-	-	-
1株当たり純資産	-	-	-
売 上 高	-	-	-
営 業 利 益	-	-	-
経 常 利 益	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-
1株当たり当期純利益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年2月26日現在におけるものです。

2. 2026年1月が1期目の決算のため、最近3年間の経営成績及び財政状態は記載しておりません。

② 本新株予約権

(a) 第14回新株予約権

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(d) 組 成 目 的	投資目的

(e) 組 成 日	2006年12月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約242.8百万米ドル（2025年10月31日現在）	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：Evolution Japan Group Holding Inc. 100% （Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有）	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代 表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との 間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年2月26日現在におけるものです。

(b) 第15回新株予約権

(a) 名 称	KJ Equity Partners Co., Ltd. (ケイジェイエクイティパートナーズ)
(b) 所 在 地	Room 701-200, 7F, Seogyong Plaza, 10, Gimpho-gang 9-ro 75beon-gil, Gimpo-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea
(c) 代表者の役職・氏名	代表理事 佐藤欣昭
(d) 事 業 内 容	・ 有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務 ・ 経営諮問及び企業経営コンサルティング業
(e) 資 本 金	100,000,000 ウォン
(f) 設 立 年 月 日	2025年10月14日
(g) 発 行 済 株 式 数	10,000株
(h) 決 算 期	12月
(i) 従 業 員 数	0
(j) 主 要 取 引 先	該当なし
(k) 主 要 取 引 銀 行	新韓銀行
(l) 大株主及び持株比率	有限会社スプリングエンタープライズ (100%)
(m) 当事会社間の関係	

資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	2026年2月に CRAVIA 株式会社第3回無担保普通社債100百万円として当社が借入れを行う決議をいたしました。当社の韓国における事業につき業務委託基本契約を締結しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(n)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)(単位:百万円。特記しているものを除く。)		
決 算 期	-	-	-
純 資 産	-	-	-
総 資 産	-	-	-
1 株 当 たり 純 資 産	-	-	-
売 上 高	-	-	-
営 業 利 益	-	-	-
経 常 利 益	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	-	-	-
1 株 当 たり 配 当 額	-	-	-

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年2月26日現在におけるものです。

2. 2025年10月設立のため、最近3年間の経営成績及び財務状態は記載しておりません。

※当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表取締役:小坂橋 仁、住所:東京都千代田区九段南二丁目3番14号)にSJI、その代表者渡部氏及びその主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月7日、SJI、その代表者及びその主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

また、当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、EVO FUNDから、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社にEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月7日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社にKJEP、代表の佐藤氏及びその主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月7日、KJEP、その代表者及びその主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、各割当予定先、その代表者及び主要株主、並びにEVO FUNDの出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① SJI (株式割当予定先)

第11回新株予約権の割当先であって当社と従前から資本関係を有しているため円滑な割当が可能であることに加え、当社主要株主である株式会社玉光堂と共に当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、議決権行使において協調していく方針で合意しているものと伺っているため当社の企業価値向上に資する割当先であると考えられること、かつSJIは第11回新株予約権の行使はして頂けなかったものの、本件は株式の割当であり、確実に発行日に資金調達が可能であることから、割当先として適切と判断いたしました。なお、SJIは第11回新株予約権の割当先でありましたが、第11回新株予約権は行使期間が4年ほど残っており、いつ行使していただけるか不透明であったため、SJIが保有する第11回新株予約権を取得して消却の上、本新株式を発行して即時の資金調達を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

② EVO FUND (第14回新株予約権割当予定先)

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

かかる目的をもって複数の証券会社に相談していたところ、2025年12月にEJSから本新株式、本新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を受けました。上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(4) 他の資金調達方法」に記載したような他の資金調達手法の内容も考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、大規模な希薄化とディスカウントを伴うとはいえ、会社存続のためには大規模な希薄化とディスカウントを伴う資金調達を行うのはやむを得ないとしたうえで、1社に全て割り当てる場合や、新株予約権のみを割り当てる場合などと比較して、株式と新株予約権を同時に、3社に分けて割り当てることが株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

そして、本新株式及び本社債の発行により発行時点において一定額の資金を調達できるとともに、本新株予約権の行使にともなって段階的に当社が必要とする資金を追加できる本スキームは当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

EVO FUNDは、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。EVO FUNDは、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

③ KJEP (第15回新株予約権割当予定先)

SJIの株主である有限会社ブレスラインとKJEPの株主である有限会社スプリングエンタープライズが取引実績があり、当社が韓国エンターテインメントや韓国商品の仕入先を探していたところ、韓国で事業を始めていこうとされているKJEPを有限会社ブレスラインから紹介されました。協議の結果、当社がおこなう韓国エンターテインメントや韓国商品の日本国内展開における事業連携先として、当社事業領域に関連する韓国企業とのネットワークを有するKJEPと資本関係を結ぶことは、韓国に関連したエンタメ事業や小売業に

も視野を向けている当社にとって事業上のメリットが大きいことなどから、割当先として適切と判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① SJI

本新株式割当により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、SJI の本新株式に関する保有方針は純投資であります。割当後すぐに売却する予定があるものではなく、中長期的に継続保有する可能性もある旨を口頭で確認しております。

なお、当社は、SJI より、本第三者割当の払込みから2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

② EVO FUND

EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、第14回新株予約権買取契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。EVO FUND から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。EVO FUND とは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨口頭で確認しております。

③ KJEP

本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、KJEP において本新株予約権を譲渡する予定はない旨、及び KJEP の本新株予約権の行使後の当社株式に関する保有方針は原則として中長期の継続保有であります。一部の株予約権については市場の状況等を勘案し株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提として、行使により取得した株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返し行うことを予定しているため部分的には短期保有目的である旨を口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① SJI

2026年2月4日現在の普通預金口座の残高情報から、割り当てられる本新株式の払込金額の払込みに要する金額を確保していることを確認しており、SJI (代表者：渡部 尚) より提出された、本新株式の払込金額の払込みに要する金額の全額が SJI の自己資金である旨の確約書を当社代表取締役社長である藤原宏樹が内容を確認し、SJI による払込みに支障はないと判断しております。

② EVO FUND

EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2025年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において第14回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、第14回新株予約権の行使にあたっては、EVO FUND は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという

行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUNDは第14回新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、第14回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第14回新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

③ KJEP

2026年2月12日付のKJEPの銀行口座の残高情報を確認しており、本新株予約権の割当日において第15回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。なお、第15回新株予約権の行使にあたっては、上記銀行口座の残高のほか当社の第3回無担保普通社債（償還期日：2026年6月30日）を合計した金額に加え、KJEPの事業計画を確認し、第15回新株予約権の行使期間3年間において全額を行使するのに十分な資金を有していると判断しております。KJEPからは、行使に必要な資金が不足する場合には、同社代表理事からの借入れや行使により取得した当社普通株式を一部売却する方針であることを確認しております。なお、かかる事業計画については当社代表取締役社長である藤原宏樹が内容を確認し、KJEPによる払込みに支障はないと判断しております。また、第3回無担保普通社債の払込金額については、その全額に相当する金銭をKJEPの親会社である有限会社スプリングエンタープライズが貸し付けていることをKJEPの常任代理人の預り金口座及びKJEPの担当者より確認しており、払込みに要する資金は充分であると判断しております。有限会社スプリングエンタープライズは将来KJEPへ1億円増資する予定であり、KJEPに対する貸付金は当該増資に充当される予定です。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、SJIは、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を行う予定です（契約期間：2026年3月30日～2027年4月7日、貸借株数（上限）：3,300,000株、貸借料：年率0%、担保：無し）。契約期間中に貸株が実行され、SJIが主要株主でなくなった場合はその旨を適時開示します。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前 (2025 年 12 月 31 日現在)		募集後	
株式会社玉光堂	15.13%	KJ Equity Partners Co.,Ltd.	34.97%
楽天証券株式会社共有口	6.24%	SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD	9.33%
森田 寛	1.94%	株式会社玉光堂	3.96%
株式会社NANA produce	1.36%	楽天証券株式会社共有口	1.63%
GMOクリック証券株式会社	1.36%	森田 寛	0.51%
田代 光史	1.19%	株式会社NANA produce	0.36%
柳本 公則	1.17%	GMOクリック証券株式会社	0.36%
高林 良男	1.15%	田代 光史	0.31%
株式会社SBI証券	1.07%	柳本 公則	0.31%
J P モルガン証券株式会社	1.06%	高林 良男	0.30%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2025 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は 2025 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数に本新株式の発行における発行株式数 12,000,000 株及び本新株予約権 830,000 個の目的となる株式数 (83,000,000 株) を加味して算出しております。
2. EVO FUND の第 14 回新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUND は、第 14 回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUND による第 14 回新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の大株主及び持株比率に EVO FUND は記載しておりません。
3. 持株比率は、小数点第 3 位以下を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社の財務基盤を安定させつつ収益性を改善し、継続企業としての中長期的な企業価値の向上に資すると考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、既存株式の希薄化率が 25%以上であることから、取引所の定める有価証券上場規程に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、本第三者割当については有利発行の承認を兼ねるため、特別決議(当社定款第 15 条第 2 項: 議決権の 3 分の 1 が定足数、出席株主の 3 分の 2 以上の賛成が決議要件)により承認されることをもって、株主の皆様ご意思確認をさせていただくことといたします。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	289,350	455,521	546,224
営業損失	427,375	301,962	282,200
経常損失	439,211	320,539	301,762
親会社株主に帰属する当期純損失	491,495	337,676	258,588
1株当たり当期純損失(円)	27.06	13.98	8.16
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	4.89	10.70	11.83

(注) 2025年12月期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	33,685,080株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	21,509,000株	63.85%

(注) 上記潜在株式数の対象は、第6回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始 値	86.67円	408円	82円
高 値	961円	492円	177円
安 値	61.33円	72円	60円
終 値	402円	82円	69円

(注) 当社は、2023年10月6日付で当社普通株式1株につき3株の割合による株式分割を実施しておりますので、上記においては、2023年12月期の期首に株式分割が行われた前提の数値(小数第3位以下を四捨五入)としております。

② 最近6か月間の状況

	2025年 9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月
始 値	126円	111円	98円	81円	71円	79円
高 値	134円	115円	99円	81円	97円	89円
安 値	108円	92円	75円	62円	70円	61円
終 値	112円	100円	80円	69円	79円	63円

(注) 2026年2月の状況につきましては、2026年2月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

		2026年2月25日
始	値	62円
高	値	64円
安	値	61円
終	値	63円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第11回新株予約権の発行

割 当 日	2024年11月18日
発 行 新 株 予 約 権 数	239,000個
発 行 価 額	総額29,875,000円 (新株予約権1個当たり125円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,793,695,000円
割 当 先	SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD 203,000個 株式会社エムエス商店 25,000個 J I A証券株式会社 5,000個 若杉小夜香 1,000個 百瀬宙成 5,000個
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	24,489,120株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	23,900,000株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	3,000,000株 (残新株予約権数209,000個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	225,150,000円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 ※	① 運転資金 (営業赤字の補填) (180百万円) ② 運転資金 (人員増強及びAM事業施策費用) (150百万円) ③ 既存事業への投資資金 (研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金) (101百万円) ④ M&A及び新規事業投資 (1,873百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2025年1月～2025年12月 ② 2025年1月～2026年12月 ③ 2024年11月～2026年12月 ④ 2024年11月～2029年10月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 ※	① 運転資金 (営業赤字の補填) (280百万円) ② 運転資金 (人員増強及びAM事業施策費用) (0百万円) ③ 既存事業への投資資金 (研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金) (0百万円) ④ M&A及び新規事業投資 (301百万円) ⑤ 暗号資産の購入 (70百万円)

※資金使途については、第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、現時点における充当状況については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

※2025年6月26日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、資金使途に⑤暗号資産の購入を追加しております。

※第11回新株予約権の当社による取得及び消却については、上記「I. 第11回新株予約権の取得及び消却」をご参照ください。

第三者割当による第12回新株予約権の発行

割 当 日	2024年11月18日
発行新株予約権数	6,000個
発行価額	総額696,000円（新株予約権1個当たり116円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	49,896,000円
割 当 先	寺本直樹 3,000個 野口敦司 3,000個
募集時における発行済株式数	24,489,120株
当該募集による潜在株式数	600,000株
現時点における行使状況	0株（残新株予約権数6,000個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	0円
発行時における当初の資金用途※	① 運転資金（営業赤字の補填）（180百万円） ② 運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）（150百万円） ③ 既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）（101百万円） ④ M&A及び新規事業投資（1,873百万円）
発行時における支出予定時期	① 2025年1月～2025年12月 ② 2025年1月～2026年12月 ③ 2024年11月～2026年12月 ④ 2024年11月～2029年10月
現時点における充 当 状 況	2026年2月26日時点で行使されておりません。

※第11回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しております。

第三者割当による第13回新株予約権の発行

割 当 日	2024年11月18日
発行新株予約権数	60,000個
発行価額	総額3,180,000円（新株予約権1個当たり53円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	495,180,000円
割 当 先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 48,000個 MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 12,000個
募集時における発行済株式数	24,489,120株
当該募集による潜在株式数	6,000,000株
現時点における行使状況	6,000,000株（残新株予約権数0個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	495,180,000円
発行時における当初の資金用途※	① 運転資金（営業赤字の補填）（180百万円） ② 運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）（150百万円）

	③ 既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）（101百万円） ④ M&A及び新規事業投資（1,873百万円）
発行時における支出予定時期	① 2025年1月～2025年12月 ② 2025年1月～2026年12月 ③ 2024年11月～2026年12月 ④ 2024年11月～2029年10月
現時点における充当状況※	① 運転資金（営業赤字の補填）（280百万円） ② 運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）（0百万円） ③ 既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）（0百万円） ④ M&A及び新規事業投資（301百万円） ⑤ 暗号資産の購入（70百万円）

※資金使途については、第11回新株予約権及び第12回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、現時点における充当状況については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

※2025年6月26日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、資金使途に⑤暗号資産の購入を追加しております。

※第13回新株予約権については全て行使完了済であります。

- (注) 1. 2025年6月26日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、新たに項目として「⑤暗号資産の購入」を追加し、その支出予定金額としては500百万円とし、これに伴い④M&A及び新規事業投資より500百万円を減額し1,373百万円に変更しております。
2. 2025年8月21日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、「①運転資金（営業赤字の補填）」に50百万円を追加し、支出予定金額を230百万円に変更し、これに伴い「④M&A及び新規事業投資」より同額の50百万円を減額し、さらに第13回新株予約権の行使完了時に手取り額が当初想定より57百万円減少したことから、合わせて107百万円を「④M&A及び新規事業投資」から減額し、支出予定額を1,266百万円に変更しております。
3. 2025年12月19日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、「①運転資金（営業赤字の補填）」に300百万円を追加し、支出予定金額を530百万円に変更し、これに伴い「④M&A及び新規事業投資」より同額の300百万円を減額し支出予定額を966百万円に変更しております。

第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金（営業赤字の補填）	530	2025年1月～2026年12月
② 運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	150	2025年1月～2026年12月
③ 既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	101	2024年11月～2026年12月
④ M&A及び新規事業投資	966	2024年11月～2029年10月
⑤ 暗号資産の購入	500	2025年6月～2029年10月
合計	2,247	-

※第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しております。

第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の充当状況

具体的な使途	充当した額 (百万円)	今後の調達予定額 (百万円)

① 運転資金（営業赤字の補填）	287	243
② 運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	0	150
③ 既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	0	101
④ M&A及び新規事業投資	298	668
⑤ 暗号資産の購入	70	430
合計	655	1,592

※今後の調達予定額については、第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、充当した額については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

【第11回新株予約権の当社による取得及び消却後】

第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金（営業赤字の補填）	287	2025年1月～2026年3月
② 運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	0	2025年1月～2026年3月
③ 既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	0	2024年11月～2026年3月
④ M&A及び新規事業投資	392	2024年11月～2029年10月
⑤ 暗号資産の購入	70	2025年6月～2029年10月
合計	749	-

※第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しております。

※第11回新株予約権の当社による取得及び消却については、上記「I. 第11回新株予約権の取得及び消却」をご参照ください。

第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の充当状況

具体的な使途	充当した額 (百万円)	今後の調達予定額 (百万円)
① 運転資金（営業赤字の補填）	287	0
② 運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	0	0
③ 既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	0	0
④ M&A及び新規事業投資	298	94
⑤ 暗号資産の購入	70	0
合計	655	94

※今後の調達予定額については、第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、充当した額については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

※第11回新株予約権の当社による取得及び消却については、上記「I. 第11回新株予約権の取得及び消却」をご参照ください。

Ⅲ. 定款の一部変更

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2026年3月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社の定款第6条に定める発行可能株式総数は117,782,880株であり、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数は33,685,080株となっております。上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行」に記載の本新株式及び本新株予約権の発行による増資、並びに将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1千778万2880株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億3千474万320株</u> とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会 : 2026年3月27日(金)(予定)
定款変更の効力発生日 : 2026年3月27日(金)(予定)

Ⅳ. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当により、SJIは当社の議決権の26.27%を保有することになり、同社が当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することが見込まれ、株式会社玉光堂は当社の筆頭株主に該当しないこととなることを見込まれます。

2. 異動予定年月日

2026年3月30日

3. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなった株主の概要

(1) 名 称	株式会社玉光堂
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木伸也
(4) 事 業 内 容	音楽、映像等の記録済み媒体の製造及び販売
(5) 資 本 金	5,000万円

(2) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる株主の概要

新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となるSJIの概要については、上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行 7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要 ①本新株式」をご参照ください。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社玉光堂

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年12月31 日時点)	主要株主であ る筆頭株主	50,956 個 (5,095,679 株)	15.13%	第1位
異動後	主要株主	50,956 個 (5,095,679 株)	11.16%	第2位

(注) 1. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年12月31日現在の総株主の議決権の数(336,779個)に、本新株式の発行により増加する議決権数120,000個を加算した総議決権数456,779個を基準に算出しております。

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位以下を切り捨てています。

(2) SJI

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接保有分	合算対象分	合計
異動前 (2025年12月31 日現在)	—	—	—	—
異動後	主要株主であ る筆頭株主 及びその他の 関係会社	120,000 個 (26.27%)		120,000 個 (26.27%)

(注) 1. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年12月31日現在の総株主の議決権の数(336,779個)に、本第三者割当により増加する議決権数120,000個を加算した総議決権数456,779個を基準に算出しております。

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位以下を切り捨てています。

5. 今後の見通し

上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行 9. 今後の見通し」をご参照ください。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本第三者割当により、非上場の会社であるSJIが新たに当社のその他の関係会社に該当し、非上場の親会社として開示対象になる見込みです。非上場親会社等の決算期は1月末となっており、非上場親会社決算の開示が可能となる時期は毎年7月末の見込となっております。

(別紙)

CRAVIA 株式会社
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 12,000,000 株
2. 募集株式の払込金額
1 株当たり 9 円
3. 払込金額の総額
108,000,000 円
4. 申込期日
2026 年 3 月 30 日
5. 払込期日
2026 年 3 月 30 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額 : 54,000,000 円
増加する資本準備金の額 : 54,000,000 円
7. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての新株式を SAMURAI JAPAN INVESTMENT PTE. LTD に
割り当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
9. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

CRAVIA 株式会社第 14 回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 CRAVIA 株式会社第 14 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,800 円(本新株予約権 1 個当たり 0.01 円)
3. 申込期日 2026 年 3 月 30 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 3 月 30 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 38,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 380,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.01 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、9 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行普通株式数} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第15回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請

求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株 式 数} = \frac{\text{（調整前行使価額－調整後行使価額）} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.01 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使

価額の調整を必要とするとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年3月31日から2027年3月31日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第17項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

17. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従

うものとする。

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

CRAVIA 株式会社第 15 回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 CRAVIA 株式会社第 15 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 4,500 円(本新株予約権 1 個当たり 0.01 円)
3. 申込期日 2026 年 3 月 30 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 3 月 30 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を KJ Equity Partners Co.,Ltd.に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 45,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 450,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.01 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、9 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第14回新株予約権を除く。))若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権

利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\begin{array}{r} \text{株} \\ \text{式} \\ \text{数} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当} \\ \text{該期間内に} \\ \text{交付された株式数} \end{array} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
2026年3月31日から2029年3月30日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
15. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第17項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
16. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
17. 行使請求受付場所 CRAVIA 株式会社 総務人事部

18. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
19. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。